

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

平成 21 年 3 月 26 日

条例第 1 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 203 条第 4 項の規定に基づき、議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法について必要な事項を定めることを目的とする。

(議員報酬)

第 2 条 議会の議員に対しては、次の区分により議員報酬を支給する。

- (1) 議会議長 月額 12,000 円
- (2) 議会副議長 月額 11,000 円
- (3) 前 2 号以外の議員 月額 10,000 円

第 3 条 議長及び副議長にはその選挙された日の属する月分から、議長及び副議長以外の議員にはその職についた日の属する月分から、それぞれ議員報酬を支給する。

2 議会の議員が、任期満了、辞職、失職、除名又は議会の解散によりその職を離れたときは、その職を離れた日の属する月分まで議員報酬を支給する。ただし、いかなる場合においても重複して議員報酬を支給しない。

第 4 条 議員報酬は、毎月 21 日に支給する。

(費用弁償)

第 5 条 議会の議員が公務のため旅行したときは、その費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の旅費の額及び支給方法については、岸和田市の例による。

(期末手当)

第 6 条 議会の議員で 6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下これらの日を「基準日」という。）に在職するものに、期末手当を支給する。

2 前項の期末手当の額及び支給方法については、岸和田市の例による。

附 則

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。